

第 9 条（法定代理人）

- ① 親権者又は後見人等の法定代理人があるときは、法定代理人の住所及び氏名又は名称を届け出なければならない。
- ② 前項の届出、変更又は解除は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。

第 10 条（その他の届出）

- ① 第 5 条から前条までに規定する届出のほか、本会社に届出をする場合には、本会社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、又は証券会社等を経由して届け出るものとする。ただし、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。
- ② 証券会社等で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

第 4 章 単元未満株式の買取り

第 11 条（買取請求の方法）

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

第 12 条（買取価格の決定）

- ① 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が、第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
- ② 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第 13 条（買取代金の支払）

- ① 本会社は、前条により算出された買取価格から第 22 条に定める手数料を差し引いた額（以下買取代金という）を、本会社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して 4 営業日目に、買取請求者に支払う。
- ② 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

第 14 条（買取株式の移転）

買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払手続を完了した日に本会社の口座に振り替えられるものとする。